

令和8年度 学童保育所 入所申込みについて

庄内町では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、適切な生活や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を行っております。

つきましては、令和8年度における学童保育所の募集を行いますので、入所を希望される保護者の方は、期限までにお申込み下さい。

お申込みいただいた内容を審査し、利用にあたっての承諾（または不承諾）の結果は、令和8年1月下旬頃に通知いたします。



1 学童保育所について

学童保育所名	ふれあいホーム家根合	ふれあいホーム払田	ふれあいホームひまわり	ふれあいホームわごう	さんさんクラブ
対象小学校区	余目第一小学校	余目第二小学校	余目第三小学校	余目第四小学校	立川小学校
所 在 地	家根合字菖蒲島11	払田字サビ40番地	廿六木字三百地6番地1	主殿新田字赤淵21番地1 (余目第四小学校内)	狩川字大釜22番地 (立川複合拠点施設内)
電 話 番 号	42-1805	43-3013	42-3587	43-1261	56-2824
F A X 番 号	43-1734	43-3018	43-6511	43-1267	56-2628
運 営 形 態	ふれあいホーム実施組織愛康会に運営を委託しています。				
対象児童	保護者の方や同居される親族が、就労などにより昼間家庭にいない 小学校に就学している町内在住の児童				
保 育 時 間	月曜から 金曜まで	下校時から午後7時まで			
	土 曜 日	午前7時から午後7時まで ※「ふれあいホームひまわり」での合同保育となります。			
	学校休業日	午前7時から午後7時まで			
休 所 日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)				
登 所 ・ 送 迎	学校がある日(平日)	学校から学童保育所まで自分で徒歩で通所します。 帰りは、必ず保護者の責任でお迎えをしていただきます。 (児童の安全を考慮し、児童一人ではお帰ししませんので、ご了承ください。)			
	土曜日・学校休業日	送り迎えともに保護者の責任でお願いします。 ※保護者が土曜日も就労している児童のみ利用できます。			
●利用について/ 利用にあたっては、原則通年利用が基本となります。					

2 申込に必要な書類

必要書類は、子育て応援課窓口、各学童保育所にあるほか、町HPからダウンロードすることもできます。
※二次元コードからWeb申請することもできます。⇒



必ず提出が必要な書類

※①～④とも、児童氏名、在籍の学年（令和8年4月の学年）を記入してください。

①学童保育所入所申込書（児童1人につき一部）

家庭状況には家族全員を記載し、緊急時の連絡先には児童以外の家族全員の**必ず連絡のとれる電話番号**（携帯、勤務先、自宅等）を記入してください。

②学童保育所利用調書（世帯で一部）

利用区分については、保護者の就労等の状況をふまえて選択して下さい。

通年利用 （長期休業日を含む）	1年を通して日々の利用（長期休業日を含む）が必要な方 ※土曜日の利用は、両親とも土曜日に就労している（就労証明書で確認）方のみ利用できます。
長期休業日のみ利用	学校の長期休業日のみ利用が必要な方

③児童の父母の就労証明書または自営・農業申告書（世帯で一部）

※弟妹が保育所や認定こども園の入所申込をする場合は、就労証明書を兼ねることができます。

※株式会社、有限会社を経営されている方は就労証明書を提出してください。

④利用児童連絡票（児童1人につき一部）

利用予定児童の生活全般や性格・行動等について、お子さんの状況を把握する必要がありますので、できるだけ詳細に記入をお願いします。

上記に加え、次に該当する場合は提出が必要です。

■児童本人及び同居家族に病気や障がいのある場合

- ・診断書または障がい者手帳、療育手帳等の写し

■家族の介護により、日中児童の保育をすることができる家族がいない場合

- ・介護・看護状況申告書
- ・被看護者の診断書または障がい者手帳
- ・介護保険要介護認定、要支援認定等結果通知書等状態のわかるものの写し

■求職活動中（児童の父母）の方

- ・求職活動申告書

※特別の事情がない場合、入所期間は入所月を含めて3か月に限定されます。

■児童本人にアレルギーのある方

- ・アレルギー調査回答書



3 学童保育料について

お申込み時の利用区分に応じ、実際に学童の利用がない場合や、極端に利用日数が少ない場合であっても、以下のとおりとなります。年度途中で利用区分を変更する場合や、退所する場合は、事前に手続きが必要となります。詳細は、5をご確認ください。

利用区分	学童保育料	
①通年利用(長期休業日を含む)	月額	8,000円
②長期休業日のみ利用	夏季休業日	8,000円
	年末・年始休業日	8,000円
	学年末休業日	4,000円
	学年始め休業日	4,000円

4 学童保育料の減免について

通年利用および長期休業日のみ利用の場合、同一世帯で、同一月に2人以上利用している場合は、2人目以降の保育料が半額となります。(通年利用と長期休業日のみ利用のお子さんがいる場合は、通年利用のお子さんを1人目とします。)

教育委員会の就学援助費受給認定者(生活保護世帯・準要保護世帯等)の場合は減免申請により、学童保育料を免除または減額します。

5 利用区分の変更および退所手続きについて

年度途中で利用区分を変更する場合や退所する場合は、子育て応援課または学童保育所にて手続きをお願いいたします。

手続き		提出締切
利用区分を変更したい	→ 学童保育所申込内容変更届出書	変更して利用する日の1週間前まで
退所したい(利用しない)	→ 学童保育所退所届	退所する日の1週間前まで

6 一時利用について(要相談)

一時利用は、学童保育所の定員に空きがあり、長期休業日を除き、月の利用が5日以下である場合に利用することができます。(保育料：日額500円/1人)

一時利用を希望される場合は、4月以降に随時申込を受け付けますが、利用の1か月前までに申込みを行い、町長の承諾を受けなければなりません。

7 申込受付

期 間：令和7年9月24日（水）～10月24日（金）

方 法：① Web での申請

二次元コードからお申し込みください。



② 書類での申請（土日祝日は除く）

受付場所：庄内町子育て応援課子育て支援係、各学童保育所

※10月9日（木）・10日（金）は書類申請の受付時間を延長します。

受付時間：17:15～19:00

場 所：庄内町役場B棟1階 子育て支援センター「こっころ」前

8 お問い合わせ

庄内町子育て応援課子育て支援係

Tel0234-42-0171・0195 〒999-7781 庄内町余目字町132-1

